

日本非核宣言自治体協議会
令和3年度 講演会等開催支援事業募集要項

1 概要

原子爆弾の惨状を広く住民に伝え、戦争の悲惨さをより深く理解できるようにすることを目的として、予算の範囲内において、日本非核宣言自治体協議会会員自治体による原爆展等とあわせて講演会等(オンライン配信含む)の開催を支援する事業を実施する。

2 対象事業(次の(1)~(3)のすべてを満たすこと)

- (1) 会員が令和3年度中に主催する講演会等であること。複数の団体等で組織する実行委員会形式での開催の場合、会員が実行委員会の事務局を担っていること。
- (2) 講演会等と同一または近隣の会場で原爆展(ミニミニ原爆展など)が開催されていること。
- (3) 1回の事業において、一般住民100名以上の参加が見込まれること。

3 助成対象経費

- (1) 講師謝礼金
- (2) 講師旅費
- (3) (1)~(2)に付随する委託料

4 助成限度額

助成対象経費の2分の1の範囲内とし、5万円を限度額とする。

5 助成団体数

30自治体程度

6 申請方法

- (1) 申請を希望する会員(以下「申請者」という。)は、次の必要書類を日本非核宣言自治体協議会事務局(以下「事務局」という。)へ提出すること。
 - ア 講演会等開催支援事業助成金交付申請書(第1号様式)
 - イ 講演会等経費支出明細書(見込)(第2号様式)
 - ウ 講演会等の企画概要書及びチラシやパンフレット等(任意様式)
- (2) 申請者は、助成事業の内容に変更が生じた場合、次の必要書類を事務局へ提出すること。
 - ア 講演会等開催支援事業助成金交付変更申請書(第3号様式)
 - イ 講演会等の、変更後の企画概要書及びチラシやパンフレット等(任意様式)
- (3) 開催日が令和3年度中であれば、講演会等終了後であっても申請できるものとする。

7 募集期間

令和3年4月1日(木)～令和4年2月28日(月)

8 実施報告及び助成金交付

- (1) 申請者は、講演会等終了後、すみやかに次の必要書類を事務局へ提出すること。
 - ア 講演会等実施報告書(第5号様式)
 - イ 講演会等経費支出明細書(決算)(第6号様式)
- (2) 講演会等終了後に助成を申請する場合は、申請と同時に上記第5号及び第6号様式を提出すること。

9 助成金の額の確定

事務局は、報告された内容が適正であると認めたときは、交付する助成金の額を確定し、次の書類により申請者に通知する。

講演会等開催支援事業助成金確定通知書(第7号様式)

10 助成金の交付

- (1) 申請者は、助成金確定の通知を受けた後、次の書類により助成金を請求する。

講演会等開催支援事業助成金交付請求書(第8号様式)
- (2) 助成金は実施内容等の確認後、第8号様式により指定された口座に振り込むこととする。

11 その他

- (1) 助成の決定は予算の範囲内で申請の先着順とする。
- (2) 1会員への助成は1会計年度あたり1回とする。